

副 本

令和6年(行ウ)第119号 遺族補償年金等不支給処分取消請求事件

原 告

被 告 国(処分行政庁 八王子労働基準監督署長)

答 弁 書

令和6年6月6日

東京地方裁判所民事第36部合B2係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 川 勝 庸 史

訟 務 官 古 本 達 也

訟 務 官 中 内 麻 里 子

〒102-8306 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

九段第3合同庁舎13階

東京労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 高 田 正 樹

地方労災補償訟務官 田 村 美 和

労働基準監督官 二 瓶 恵 一

〒192-0046 東京都八王子市明神町四丁目21番2号

八王子地方合同庁舎3階

八王子労働基準監督署

労 災 第 二 課 長 和 田 善

労 災 認 定 調 査 官 二 之 宮 耕 治

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上